

公安委員会 決裁資料	県監査委員による令和6年度定期監査(前期) 結果に基づく改善措置の通知について	令和6年12月12日 会計課
---------------	--	-------------------

県監査委員による定期監査（前期）結果において、是正又は改善を要する文書注意事項について、講じた改善措置を公安委員会から監査委員あてに通知するもの。

1 監査実施期間

令和6年5月16日から同年9月9日までの間

2 実施者

監査委員4名（松藺英昭、大藺豊、おさだ康秀、松田浩孝）

3 受監所属

警察本部、種子島署、屋久島署、奄美署、徳之島署、沖永良部署

4 文書注意事項及びその改善措置

(1) 前々年度及び前年度の給料に誤りがあり、当年度に差額を支出しているものがある。（警察本部）

- ・昇格、昇給事務を行うに当たり、関係部門との連携や決裁時の複数人によるチェックを徹底した。

(2) 相手方の車両及び公用車に損害を与える事故が発生している。

（警察本部）

- ・全体会議等で幹部職員による交通事故防止の指導・教養を実施した。
- ・交通事故防止についての運転訓練を実施した。

(3) 公有財産に損害を与える事故が発生している。（奄美署）

(4) 公用車に損害を与える事故が発生している。（奄美署）

(5) 公用車の事故が発生している。（奄美署）

- ・全体会議等で幹部職員による交通事故防止の指導・教養を実施した。
- ・公用車事故を分析し、策定した運転訓練を実施した。

(6) 民家の雨水管に損害を与える事故が発生している。（奄美署）

- ・現場警察活動等における事故防止や留意事項等について教養を実施した。

5 その他

本措置結果及び改善措置については、県公報で公表される。